

2 川 監 公 第 1 7 号

令 和 2 年 1 0 月 9 日

川崎市職員措置請求に係る措置結果通知について（公表）

川崎市職員措置請求に係る勧告（令和2年6月16日付け2川監第196号）について、川崎市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づく措置結果の通知がありましたので、同条同項の規定に基づき公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

2川総コ第108号
令和2年9月30日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様
同 植村 京子 様
同 嶋崎 嘉夫 様
同 沼沢 和明 様

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員措置請求に係る監査の結果に基づく措置について（通知）

令和2年6月16日付け2川監第196号で通知のありました勧告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、次のとおり措置を講じましたので通知します。

川崎市職員措置請求に係る監査の結果に対する措置状況

[勧告の要旨]

令和元年度（平成31年度）に軽易工事として実施した「上平間災害倉庫解体撤去工事」及び「上平間災害倉庫外構撤去工事（以下「外構撤去工事」という。）」について、事実経過を慎重に調査した上、外構撤去工事の支出に関する損害を明らかにし、さらに、その損害が運営法人に補填を求めるべきものである場合は運営法人に対して補填を求め、その損害が市の最終的な負担となり、これに関与したことも未来局子育て推進部保育所整備課の職員に故意又は重過失が認められる場合は、当該職員に当該損害額についての賠償を命じるなどの必要な措置を講じられたい。

[措置内容]

上記2件の各工事について、事実経過を調査した結果、その事務執行上、不適切な点（業務の引継ぎ・進捗管理が不十分、事務執行に係る記録の作成・保管の不備、監査委員への不正確な陳述等）がありましたが、故意に分割して軽易工事により契約を締結した事実は確認できませんでした。

また、市に損害が発生しているとする事実は確認できないことから、運営法人に対して補填を求める、又は職員に賠償を命じる等の措置を講ずるべき事由はなかったと判断しました。

なお、調査結果の詳細は、別紙「上平間災害倉庫外構撤去工事に関する調査報告書」に記載のとおりです。

上平間災害倉庫外構撤去工事に関する
調査報告書

令和2年9月
こども未来局

令和2年4月17日付けで「川崎市職員措置請求書（上平間倉庫）」の提出があり、これに伴い、令和2年6月16日付け2川監第196号にて川崎市監査委員から川崎市長あて「川崎市職員措置請求について（通知）」（以下「監査結果通知」という。）がなされた。

監査結果通知の「第3 監査の結果 3 勧告」において措置すべき事項として、「本件各工事に係る事実経過を市において慎重に調査し」、「外構撤去工事の支出に関する損害を明らかにし」、その損害に応じて「運営法人に補填を求める」又は「職員に当該損害額についての賠償を命じる」などの必要な措置を講じることを勧告されたため、こども未来局において事実の調査を行い、調査で把握できた事項の報告をするものである。

1 本案件の状況・背景

(1) にじいろ保育園南平間（旧南平間保育園）について

旧南平間保育園については、平成21年度から指定管理者制度を導入し、A社が施設の運営を行っていたが、当該指定管理期間の満了に伴い、平成31年4月から当該施設を民設民営化することとした。

平成31年4月以降の運営法人については、公募及び審査の結果、A社が選定されており、同施設の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものと認められることから、児童福祉法第56条の8第2項に規定する協定を締結の上、A社を公私連携保育法人と指定した。また、民設民営化に伴い、保育園の名称が「にじいろ保育園南平間」と変更された。

にじいろ保育園南平間は、A社が川崎市の土地・建物の貸し付けを受けて運営が開始された。建物は、公立保育所として昭和44年に開設し、築50年以上が経過しているため、施設の老朽化対策として、国の補助事業を活用し、建替えによる新園舎の整備を進めることとし、令和3年度から新園舎での運用を目指している。

民設民営化の公募に際しては、園舎の老朽化対策への考え方を求めており、A社は園舎を建替える意思を示していた。今回の建替えは、国の補助事業である子育て安心プランに基づいて実施し、補助金の期間が平成32年度（令和2年度）までとなっているため、限られた期間の中での建替事業となっている。

(2) 仮設園舎建設地の決定

にじいろ保育園南平間は、新園舎の整備期間中はA社が建設する仮設園舎で保育を継続しなければならず、当初の仮設園舎建設予定地は、都市計画道路用地として取得していた鹿島田駅前の土地が候補に挙がっていた。

しかし、鹿島田駅前の土地は平成32年度（令和2年度）の途中で返還する必要があり、新園舎整備は平成32年度末までの工期を予定していたため断念した。

再び別の土地を探す過程で、交通局上平間営業所や上下水道局、平間小学校などの

公共用地の活用について庁内関係局等に相談をしたが、仮設園舎を建設できる公有地はなく、現在の保育園に隣接する市有地についても、敷地面積的に足りないという認識であったが、同敷地内において健康福祉局が保有する上平間災害倉庫（以下「災害倉庫」という。）を撤去すれば仮設園舎の建設に必要な面積を確保可能であることが確認できたため、健康福祉局と協議・調整のうえ災害倉庫を解体することとし、本土地为仮設園舎建設地として選定した。

※新園舎整備スケジュール

令和元年6月1日 仮設園舎建設工事開始
令和元年10月10日 仮設園舎竣工
令和元年10月29日 旧園舎解体工事開始
令和元年11月5日 仮設園舎運営開始
令和2年5月25日 旧園舎解体工事完了
令和2年6月15日～12月31日 新園舎建設工事
令和3年2月 新園舎での運営開始（当初予定）

(3) 川崎市民間保育所施設整備費等補助金

川崎市民間保育所施設整備費等補助金は、本市の計画に基づき保育所の新設や増改築等を行う際に適用される、仮設園舎の整備から新園舎整備・仮設園舎解体までの一連の事業費を対象とした補助金である。

本件増改築事業についても本補助金が適用されており、保育園の建て替えに当たり、A社からの補助金（仮設施設整備工事費補助）申請を、補助金交付要綱（別紙資料1のとおり）を所管するこども未来局子育て推進部保育所整備課（以下「保育所整備課」という。）が受理し、市として令和元年度分となる「17,658,214円」を交付した。

(4) 市が行った軽易工事

ア 上平間災害倉庫解体撤去工事

災害倉庫を撤去するため保育所整備課が執行。B社及び他二社の三社による見積合わせにより、B社と「2,430,000円」にて工事を行った。

イ 上平間災害倉庫外構撤去工事

災害倉庫の外構を撤去するため保育所整備課において執行。上記アと同じ三社による見積合わせにより、B社が「842,400円」にて工事を行った。

2 職員措置請求について

監査結果通知（別紙資料 2 のとおり）

3 調査について

(1) こども未来局上平間災害倉庫外構撤去工事調査委員会の設置

監査結果通知を受けて、上平間災害倉庫外構撤去工事に関する措置すべき事項について事実関係を調査するため、令和 2 年 6 月 17 日にこども未来局上平間災害倉庫外構撤去工事調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置した。

(2) 調査委員会の組織構成、所掌事務

調査委員会は、こども未来局長、総務部長、総務部庶務課長、子育て推進部保育対策課長、保育事業部保育第 1 課長及び青少年支援室担当課長で構成し、次に掲げる事項について調査を行うこととした。

ア 撤去工事に関する事務執行等に関すること。

イ 撤去工事に係る支出によって本市が被った損害に関すること。

ウ その他必要な事項に関すること。

(3) 調査事項

監査委員から外構撤去工事に関し、妥当性・正当性が示されていないなどと述べられた以下の事項を主として調査をした（監査結果通知の記載順）。

ア 外構は撤去しないことを運営法人と合意していたとしているが、合意に係る書面等は残されておらず、その時期も不明であることについて

イ 市が外構撤去工事を実施することで合意したとしているが、合意に係る書面等は残されておらず、その時期も不明であることについて

ウ 外構撤去工事の対象が再度訂正されたことについて

エ 外構撤去工事の見積書中の項目・数量と実際の撤去箇所との整合が取れていないことについて

オ 現場事務所の設置に際し、南側の外構が支障となりえた事実は確認できないことについて

カ 倉庫撤去工事・外構撤去工事において、別々の重機を使用していたとしているが工程表や作業日誌を作成していないことについて

キ 仮設園舎建設工事の見積書に、既存フェンスの撤去、ブロック 3 段＋フェンスの撤去処分も含まれる旨の記載があることについて

ク 見積書等の日付について

ケ 市が倉庫撤去工事に着手したとたんに運営法人から申し出があったなどきわめ

-
- て不自然な態様であるといわざるを得ないことについて
- コ 外構は撤去しない予定であった旨を運営法人からどのような説明を受けていたか。外構残地の合意を図面に外構が残っていることをもって認めることは困難であることについて
- サ 仮設園舎は、東側外構にきわめて近接して建設される予定であり、現場事務所の設置の有無にかかわらず、建設工事自体に影響を与えることは容易に推認されることについて
- シ 仮設園舎建設工事の見積書における「既存フェンスの撤去、新設」の記載は、倉庫東側又は南側あるいはその両方を指していることが伺えることについて
- ス 倉庫東側又は南側の外構撤去は、運営法人側の仮設園舎建設工事に含まれていたことが強く推認されることについて
- セ 南側外構の位置関係、現場事務所建設に支障があったとは到底認められないことについて
- ソ 現場事務所という基本的な事項すら未確定な状態で運営法人側の仮設園舎工事契約が締結されたとは考えがたいことについて
- タ 各工事の工期が重複する中、異なる重機をそれぞれ使用し、さらにA社が作業日誌すら作成していないことについて
- チ 所有者が撤去するという考え方で合意したにもかかわらず、倉庫西側の外構は運営法人が撤去していることを鑑みれば、市の主張に何ら裏付けがないことに加え、本件各証拠との矛盾も散見されるなど、著しく信憑性を欠くものであり、採用できるものではないことについて
- ツ 外構撤去工事の執行方法および係る支出の正当性を説明すべき責任があるにもかかわらず何ら根拠ある説明をしておらず、その支出の妥当性・正当性を示す証拠も提出していないから係る経費の支出は違法・不当なものと推認せざるを得ないことについて
- テ 外構撤去工事は合意を覆した運営法人において実施又は費用を負担してしかるべきであり、市が当該工事に係る費用を負担する理由とはなり得ないことについて
- ト 外構撤去は運営法人側の仮設園舎建設工事に含まれていた可能性もあることについて
- ナ 差額分を外構撤去工事として付け替えた疑いすらあることについて
- ニ 市の損害は外構撤去工事により支出した費用全額であると推認されることについて
-

(4) ヒアリング調査

監査結果通知では、本件各工事に関する事実経過を市において慎重に調査した上で、外構撤去工事の支出に関する損害を明らかにしていくことが求められており、事実経過を確認するため、次のとおり関係者及び関係事業者ヒアリングを行った。

ア 関係職員（括弧内は在課期間）

- a 保育所整備課長（平成31年4月～令和2年3月）
- b 保育所整備課長（令和2年4月～現在）
- c 保育所整備課担当課長（平成29年4月～平成30年8月）
- d 保育所整備課担当課長（平成30年10月～現在）
- e 保育所整備課課長補佐（平成29年4月～現在）
- f 保育所整備課担当係長（平成30年4月～現在）
- g 保育所整備課担当係長（平成31年4月～現在）
- h 保育所整備課主任（平成31年4月～令和2年3月）
- i 保育所整備課職員（平成30年4月～現在）

イ 関係事業者

- a A社（保育園運営法人）
- b B社（軽易工事施工業者）
- c C社（仮設園舎建設工事施工業者）

4 事実関係の確認

関係職員及び関係事業者へのヒアリング、関係書類の調査を行った結果、次のとおり事実関係を確認した。

(1) 災害倉庫解体撤去工事

災害倉庫の解体撤去については、平成31年度から軽易工事制度の改正に伴い、解体撤去工事についても軽易工事の対象となることを財政局契約課に確認し、工事費用算定に当たって業者に下見積り依頼をした結果、250万円以下での執行が可能であることが判明したため、軽易工事により災害倉庫を解体撤去することとし、平成31年度予算要求において軽易工事に係る予算を要求した（別紙資料3のとおり）。

なお、平成30年度の担当職員は、平成31年3月の時点で災害倉庫南側の土間コンクリート部分については撤去の必要性に気付いたが、人事異動による課内での配置替えの際に新担当者への引き継ぎが行われていなかった。また、平成31年度当初予算においては、当該土間コンクリート部分の費用は計上されていなかった。

平成31年度に入り、新たな担当職員が平成31年4月2日付けで三社に対して見積書の提出依頼を行っており、三社から4月11日付けで見積書の提出を受け、翌12日に予算執行伺を起票した。

見積合わせの結果、4月18日付けでB社と履行期限を5月31日までとする災害倉庫解体撤去の契約を243万円（消費税及び地方消費税を含む）で締結した。

B社の証言によれば、災害倉庫解体撤去工事の仕様は、市から提供された図面及び現地調査にて算出したものであり、本契約により、災害倉庫本体とこれに直接付随する土間コンクリート及び基礎コンクリートを撤去している。災害倉庫解体工事に使用した重機は、バックホウ2台、油圧ブレーカー1台、ランマー、プレート、4tユニック車及びロードカッターであるが、詳細な使用期間は、作業日誌や重機の使用簿等の記録がないため確認できなかった。

(2) 外構撤去工事

ア 経過

外構撤去工事において、撤去範囲のやりとりの開始時期は確認できないが、5月14日付けで市担当者から市で外構を撤去する旨の連絡（メール）をA社へ行っている（別紙資料4のとおり）。メール文中に「先日の打ち合わせで話のあった、倉庫手前のコンクリートの部分は撤去し更地にします。また、フェンスや門についてもご指定通りに撤去できます」とあることから、話し合いが行われている事実はあったが、具体的な経緯については市職員とA社で発言内容が異なっている。

また、市の担当者が工事の必要性を認識した後、A社で対応できないか確認したところ、仮設園舎建設の仕様が固まっている状況のため変更は難しい旨の回答があった。その後、課内で工期スケジュールの問題を踏まえて検討し、市で外構撤去工事を行うこととしたが、工事の発注には三社以上による見積りが必要と判断し、災害倉庫撤去工事の見積りを依頼した業者と同じ業者三社に見積依頼をした。なお、予算については当初予算において確保されていなかったため、関係部署と調整を行い、既存園舎の解体撤去工事費（別紙資料5のとおり）の不用見込額を使用することとした。4月23日に業者へ見積もり依頼を行い、見積合わせの結果、令和元年5月10日に、B社と84万2,400円（消費税及び地方消費税を含む）で外構撤去工事の契約を締結している（履行期限令和元年5月31日）。

【市職員の発言内容】

上中間災害倉庫の解体に着工したことを受け、仮設園舎の建築に関しての打ち合わせを行う中で、災害倉庫外構の解体が必要であると、A社から申し出があった。職員数名の証言によると、外構に関してはそれまでの打合せで全く触れられておらず、市として撤去が必要という認識がなかったということであり、このとき初めて認識したものである。

市が災害倉庫を撤去して更地になると口頭で言ったとA社側が証言していることについては、覚えていないとしている。

【A社の発言内容】

災害倉庫外構について、市からは災害倉庫を撤去して更地になると口頭で説明があったが、平成30年11月21日と12月18日の打合せにおいて、撤去範囲の確認を市に求めていたものの、平成31年1月15日の仮設園舎建設工事発注に伴う現場説明時まで具体的な回答がなかったため、想定で撤去する範囲を設定した。

災害倉庫の解体に着工した際に災害倉庫外構の解体が必要であるとの申し出を行ったかについては、当時の担当者から確認できなかった。

イ 外構撤去工事の対象

災害倉庫の周囲はメッシュフェンス等の外構に囲われており、今回の仮設園舎建設の過程で空き地に面する西側、道路に面する南側、解体を予定している既存園に面する東側の3か所の外構が撤去され、仮設園舎建設後、南側は空き地のあった部分も含めて高さ150センチのメッシュフェンスと門扉2つ、東側は、北側外構の接点まで高さ150センチのメッシュフェンス及びじゃばら門が新設されている。

外構撤去工事契約については、仕様書に添付されている図面のとおり、倉庫西側のフェンス及び南側のフェンスと土間コンクリート部分の外構を撤去したことが確認できた。

市職員の監査委員への陳述（以下「陳述」という。）後の照会・回答において、倉庫西側の外構はA社が仮設園舎建設工事の事前調査のため撤去したと回答しているが、A社及びC社の証言によると平成31年2月20日から22日において、A社で空き地の地盤調査を実施しており、その際に災害倉庫南側のじゃばら門から入り、南側外構との接点から4メートル分の西側フェンスを撤去することで、重機の導線を確認している（別紙写真1のとおり）。調査完了後は撤去した西側フェンス部分に仮囲いを設置しており、A社の地盤調査の時点では西側の外構は完全には撤去されていない。

また、倉庫東側の外構については、仮設園舎建設の進捗に合わせてA社が一時撤去し、仮設園舎建設後に復旧した（東側のメッシュフェンスは令和元年6月4日付けで撤去作業を確認できる（別紙写真2のとおり））。

したがって、災害倉庫の3か所あった外構のうち、西側と南側については、市とB社間の外構撤去工事契約に基づいて撤去され、東側については、A社が仮設園舎建設工事の中で撤去していることを確認した。

災害倉庫解体撤去で使用された重機のうち4tユニック車を除いた重機を使用した。詳細な使用期間については災害倉庫撤去工事と同様、確認できなかった。

(3) 仮設園舎建設工事

A社は、川崎市民間保育所施設整備費等補助金を活用し、保育所を整備するにあたって、平成31年1月15日に現地にて6社が参加した仮設園舎現地説明会を開催し、設計及び工事の範囲、予定工期などの説明を行った。施工業者を決定するため1月末日までに見積もり及び施工ヒアリングを行った結果、C社を選定した。C社は、2月上旬に仮設園舎実施設計に着手した。補助金申請書は、5月9日付け提出、同日付けでの決定により6月1日に工事に着工し、10月10日に竣工した。

5 調査事項に対する調査結果

- (ア) 外構は撤去しないことをA社と合意していたとしているが、合意に係る書面等は残されておらず、その時期も不明であることについて
- (イ) 市が外構撤去工事を実施することで合意したとしているが、合意に係る書面等は残されておらず、その時期も不明であることについて
- (ウ) 外構撤去工事の対象が再度訂正されたことについて
- (ケ) 市が倉庫撤去工事に着手したとたんに運営法人から申し出があったなどきわめて不自然な態様であるといわざるを得ないことについて
- (コ) 外構は撤去しない予定であった旨を運営法人からどのような説明を受けていたか。外構残置の合意を図面に外構が残っていることをもって認めることは困難であることについて
- (サ) 仮設園舎は、東側外構にきわめて近接して建設される予定であり、現場事務所の設置の有無にかかわらず、建設工事自体に影響を与えることは容易に推認されることについて

災害倉庫撤去工事において、市とA社の間で災害倉庫周囲の外構をどう扱うかについては協議・調整が不十分な状態であった。市の担当者は、市としては災害倉庫のみ撤去すれば事足りるものと認識していたと証言しており、一方、A社は市から災害倉庫は更地にする旨の連絡を口頭で受け、市が撤去する箇所に当然西側及び南側の外構も含まれるものと認識していたと証言していることから、外構を撤去しないこととする合意がなされていたという事実はなかった。

外構撤去工事において、前述のとおり5月14日付けで市担当者からA社へ市で外構を撤去する旨の連絡（メール）を行っている。メールの内容、A社の発言内容から平成31年度の予算要求時点よりは遅い時期には打ち合わせが行われていたものと推認される。

外構撤去工事の仕様書に添付された図面上は、西側及び南側が該当箇所とされてい

るが、陳述では西側、南側及び東側とし、陳述後の照会では南側及び東側と回答をしていたが、実際の外構撤去工事の対象は、A社とB社及びC社の回答から、外構撤去工事の仕様書に添付されている図面のとおり、倉庫西側及び南側の外構を撤去し、東側はA社が撤去したものと確認された。

また、実務を担当していた職員がなぜ東側を撤去したとの認識を持ったかについては、担当者の記憶が不明瞭であることから不明である。

なお、東側外構については、工事期間に旧園舎で保育が実施されていることから、災害倉庫とともに撤去することは園児らが工事現場へ容易に立ち入ることとなり、撤去とともに代替措置が講ぜられるA社による仮設園舎建設工事とともに実施すべきものとする。

(エ) 外構撤去工事の見積書中の項目・数量と実際の撤去箇所との整合が取れていないことについて

撤去対象の西側フェンスに係る項目が記載されていないように思われるため、仕様の内容についてB社に確認したところ、市から提供された図面及び現地調査を基に見積書を作成しているが、西側の外構については見積りの計上に漏れがあった旨の回答であった。外構撤去工事の応札業者である他二社は、市から提示された項目・数量等の仕様に基づいて見積書を作成しており、現地確認はしていないと回答している。

(オ) 現場事務所の設置に際し、南側の外構が支障となりえた事実は確認できないことについて

(セ) 南側外構の位置関係、現場事務所建設に支障があったとは到底認められないことについて

南側フェンスの撤去は現場事務所の設置に関する問題ではなく、災害倉庫解体撤去工事の仕様では、西側のフェンス、南側はフェンスの他に倉庫前面の土間コンクリート部分が含まれておらず、この部分が残存すると仮設園舎建設に支障をきたすことから解体する必要があるため市が外構撤去工事により撤去したものである。

-
- (カ) 倉庫撤去工事・外構撤去工事において、別々の重機を使用していたとしているが工程表や作業日誌を作成していないことについて
- (タ) 各工事の工期が重複する中、異なる重機をそれぞれ使用し、さらにA社が作業日誌すら作成していないことについて

工程表及び作業日誌の作成については、軽易工事の規定上、これらの作成を求めているが、本工事においてこれらを作成していないことについてB社に確認したところ、工事の内容により作成する場合としない場合があるとのことであった。具体的な社内基準が存在するわけではないが、複数の業者が工事に関係する場合や業者間の工程が複雑に絡み合う場合は作成しており、今回の2件の工事については、他業者との調整等がなかったため、作成の必要がないと判断したとのことである。

また、重機の使用日については詳細な記録がないため不明であるが、各工事それぞれ重機を使用、回送したため、計2回必要であったとのことである。

なお、B社の回答による使用した重機回送の内訳は、次のとおりである。

- ・バックホウ使用料 2台分
- ・バックホウ運搬料 2台分 (往復)
- ・バックホウ運搬車両使用料 2台分 (往復)
- ・油圧ブレーカー使用料
- ・油圧ブレーカー運搬料 (往復)
- ・油圧ブレーカー運搬車両使用料 (往復)
- ・4 t ユニック車使用料【災害倉庫撤去時のみ】
- ・4 t ユニック車運搬料 (往復)【災害倉庫撤去時のみ】
- ・燃料費
- ・ロードカッター使用料

- (キ) 仮設園舎建設工事の見積書に、既存フェンスの撤去、ブロック3段＋フェンスの撤去処分も含まれる旨の記載があることについて
- (シ) 仮設園舎建設工事の見積書における「既存フェンスの撤去、新設」の記載は、倉庫東側又は南側あるいはその両方を指していることが伺えることについて
- (ス) 倉庫東側又は南側の外構撤去は、運営法人側の仮設園舎建設工事に含まれていたことが強く推認されることについて

A社によると、仮設園舎建設に伴う外構撤去に関し、その撤去範囲を市へ確認していたが、市から明確な回答がなかったことから、A社は仮設園舎建設に際して少なくとも必要と思われる東側と南側の外構を撤去する見積書を作成したため、市が外構撤去工事

で撤去した南側のフェンスが含まれたものとなっている。

なお、実際の仮設園舎建設工事においては、補助金申請時の見積書に計上していない倉庫西側のフェンス2スパン分(約4メートル)及び北側防球ネット(災害倉庫敷地内の約8～9メートル)についても撤去している。

(ク) 見積書等の日付について

見積書及び軽易工事完成届の日付は、いずれも手書きで記入されている。職員及びB社に確認したところ、軽易工事完成届の日付については、受領時に日付が空欄であったため、B社に確認のうえ、担当職員が記載したと証言している。しかし、見積書の日付については、見積書作成業者も含め、誰が記載したものであるかについては正確に記憶している者がいないため確認できなかった。

(ソ) 現場事務所という基本的な事項すら未確定な状態で運営法人側の仮設園舎工事契約が締結されたとは考えがたいことについて

A社及びC社に確認したところ、工事をするためには当然現場事務所が必要だったため、平成31年1月下旬にA社あてにC社が見積書を提出した時点で現場事務所の設置は決まっており、設置するまでに場所の変更はなかったと述べている。

-
- (チ) 所有者が撤去するという考え方で合意したにもかかわらず、倉庫西側の外構は運営法人が撤去していることを鑑みれば、市の主張に何ら裏付けがないことに加え、本件各証拠との矛盾も散見されるなど、著しく信憑性を欠くものであり、採用できるものではないことについて
- (ツ) 外構撤去工事の執行方法および係る支出の正当性を説明すべき責任があるにもかかわらず何ら根拠ある説明をしておらず、その支出の妥当性・正当性を示す証拠も提出していないから係る経費の支出は違法・不当なものと推認せざるを得ないことについて
- (テ) 外構撤去工事は合意を覆した運営法人において実施又は費用を負担してしかるべきであり、市が当該工事に係る費用を負担する理由とはなり得ないことについて
- (ト) 外構撤去は運営法人側の仮設園舎建設工事に含まれていた可能性もあることについて
- (ナ) 差額分を外構撤去工事として付け替えた疑いすらあることについて
- (二) 市の損害は外構撤去工事により支出した費用全額であると推認されることについて

後述「6 まとめ」へ記載

6 まとめ

監査結果通知では、市の主張に何ら裏付けがないこと、支出の妥当性・正当性を示す証拠も提出していないこと等から外構撤去工事に係る費用の支出は、違法・不当であったと推認され、その損害は外構撤去工事により支出した費用全額の84万2,400円であると推認している。

しかし、市及びA社の証言から、外構の扱いについては、「所有者が撤去するという考え方で合意した」という事実はなく、倉庫西側（一部は地盤調査のためA社が撤去）及び南側の外構を市が撤去し、東側については、A社が撤去したことが明らかとなった。外構撤去工事は、仮設園舎建設用地を確保するために必要な工事であり、西側、南側外構の撤去に関し、市とA社との間で打合せが行われており、市においては当初予算で見込んでいなかった工事費の確保ができた後、前述したA社あてのメールで明らかとなり、市が撤去するに至ったものである。また平成30年7月20日締結の川崎市南平間保育園の民

間移管に係る保育所運営に関する覚書（別紙資料6のとおり）第7条第2項においても、「仮設園舎用地の確保等については、甲は乙と協調しながら誠意をもって取り組むこととし、特に公有地の調整については、主体となって調整に努めるものとする。」とされていることから、市が支払うことについて違法又は不当との判断はできない。

南側ブロック3段＋フェンスがA社の補助金申請時に提出された見積書の項目に含まれていることについて、時系列的には市の外構撤去工事の事務手続き開始が仮設園舎建設工事の補助金申請より先行していることから、市はA社からの補助金申請書受理時に書類を精査し、市が実施する工事と補助対象経費に含まれる工事に重複箇所がないよう確認するべきであった。ただし、本来の正しい内容に見積書を修正、又は補助対象経費を減算したとしても補助金額の算定は補助単価（10万円/m²）に実行面積（659.24m²）を乗じた額が上限となり、工事費が上限額を上回るため、補助額に変更がないことから、A社に補填を求めるべき市の損害はないものとする。

事務執行に関して、災害倉庫解体工事発注の時点で周囲の外構の取り扱いについて協議・調整が不十分な状態であったこと、特に西側フェンスについては、仮設園舎設置に支障を及ぼすことは明らかであったが工事内容に含まれていなかったこと、平成31年3月の時点で倉庫南側の土間コンクリート部分については撤去の必要性を前担当職員は認識していたが、人事異動の際に新担当者へ引き継がれていなかったことは事務執行上、不適切であった。円滑な仮設園舎建設のためには、災害倉庫解体撤去工事において、結果的に災害倉庫だけでなく西側のフェンス及び南側の土間コンクリート部分を撤去する必要があったが、前担当職員は、災害倉庫のみ撤去すれば仮設園舎を建設できるとの認識の下で、平成31年度予算の要求を行い、これに基づいて後任は工事を発注しており、災害倉庫解体撤去工事契約締結後にA社とのやり取りを経て、市として外構撤去の必要性を認識し、急遽、災害倉庫解体撤去工事とは別に予算を確保し、追加で周囲外構の撤去工事を行ったものであった。

これらを踏まえ、本件各工事に関する事実経過を調査した結果、今回の2件の工事については、その事務執行上、不適切な点（業務の引継ぎ・進捗管理が不十分、事務執行に係る記録の作成・保管の不備、監査委員への不正確な陳述等）があったものの、故意に分割して軽易工事により契約を締結した事実は確認できなかった。また、市に損害が発生しているとする事実は確認できないことから、運営法人に対して補填を求める、又は職員に賠償を命じる等の措置を講ずるべき事由はなかったと判断する。

7 再発の防止に向けて

調査委員会では、本件各工事の実施にかかる事実を明らかにするため、調査を進めたが、工事に関するやり取り、確認事項に関する市の記録が少なく、関係者の記憶を頼りに判断せざるを得ない状況にあった。このため、監査委員への陳述の際も、外構の撤去箇所を誤って回答しており、担当部署は説明責任を十分果たせていなかった。

市民の税金等をもって公務に従事する者は、職務遂行上の説明責任を果たせるよう、軽易工事であっても、経過や協議、確認事項など記録や写真等を適宜残しておくことが必要である。

(1) 適切な記録等の作成等

意思決定を要する公文書の作成などはもとより、それに至るまでの所管課内での打ち合わせ、業者との打ち合わせや確認事項、現場の写真など事業の執行に関し、その経過を明らかにすることができるよう適切な記録等の作成・保管を行う。

(2) 職員間の情報共有

本件各工事を実施する過程では広範な事項に関し、調整・判断・決定をする必要があったが、これらの過程において職員が単独で行っていることも見受けられた。重要な意思決定はもとより、現場確認や業者との調整も複数職員で行うことが望ましく、それが困難であるときはその内容・情報を共有することで、組織としてより適切な判断、決定、記録などを行う。

(3) 管理職等によるマネジメント

今回の業務執行に当たっては、前述（2）にあるとおり、様々な過程において職員が単独で行っていることや人事異動に伴う引継ぎ不足などが見受けられた。また今回の案件を担当した職員は異動1年目であり、工事等に関する必要な知識や経験が不足していることを鑑みて、係長のより綿密な助言、指導、課長による適切なマネジメント、フォローなどが必要であった。

職員の管理・監督をする立場にある職員がその業務の進捗を定期的に把握し、適切な判断・指示、意思決定を行うことを徹底する。

川崎市民間保育所施設整備費等補助金交付要綱（抜粋）

平成20年8月1日

20川市こ福第535号市長決裁

（目的）

第1条 この要綱は、本市が計画し、民間法人等が整備する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所及び第34条の15第2項に規定する家庭的保育事業等のうち小規模保育事業を行う事業所（以下「施設」という。）の整備に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、保育所整備を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

（補助金額の算定）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる整備の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）一般整備及び防犯対策強化整備（小規模保育事業を除く。）別表第2に掲げる補助基準額に補助率を乗じて得た額。ただし、別表第1に掲げる対象経費区分のうち「その他」及び別表第2に掲げる1（5）「仮施設整備工事に伴う土地の賃借料」に該当するものについては、市長が必要と認める額とすることができる。

（補助の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号のいずれかにより、市長あて申請するものとする。

- （1）一般整備の場合で設計費の補助申請は、民間保育所施設整備費等補助金交付申請書（設計費補助用）（第1号様式-1）とともに次に掲げる書類により申請すること。

ア 事業計画書

イ 設計に係る収支予算書

ウ 設計に係る見積書の写し

エ その他市長が必要と認める書類

- （2）一般整備及び防犯対策強化整備の場合で設計費以外の補助申請は、民間保育所施設整備費等補助金交付申請書（工事費等補助用）（第1号様式-2）とともに次に掲げる書類により申請すること。

ア 事業計画書

イ 工事等に係る収支予算書

ウ 設計及び工事等に係る見積書の写し

エ その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第9条 市長は、前条に規定する補助の申請があったときは、補助申請について内容審査の上、補助の適否及び補助金額を決定し、申請者に補助金交付指令書（第2号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付等）

第10条 市長は、設計及び工事の進捗状況に応じ、実地検査の上、適当と認めた場合に補助金を交付するものとする。また、市長が必要と認めたときは、補助金の一部を前払にて支払うことができる。

2 補助金の額は、前条に定める指令書により別途明示するものとする。

3 補助金の請求は、交付時期に合わせて行うものとする。

(届出等)

第11条 補助の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、第3号及び第4号に該当する場合は、その理由を付して市長の承認を得なければならない。

- (1) 工事に着手したとき。
- (2) 工事を完了したとき。
- (3) 事業計画等申請内容に変更が生じたとき。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合。

(補助金の変更交付)

第12条 補助の決定を受けた者は、補助金額に変更が生じる場合、民間保育所施設整備費等補助金変更交付申請書(第3号様式)に関係書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

別表第2 (第6条関係)

1 補助基準額

(1) 建築工事費

工事区分	補助基準面積		補助基準額
	定員1人当たりの面積×定員		
	定員区分	1人当たり面積	
新設	20～30人	9.4㎡	<p>ア 1㎡当たりの本市補助単価(310,000円/㎡とする。)に定める補助基準面積(加算面積を含む)を乗じて得た額。</p> <p>ただし、実行額が本市補助基準額に満たない場合は実行額とする。</p> <p>イ 公立保育所の民営化を伴う整備の場合は、左欄に定める面積に5%を加算して補助基準面積とする。</p>
	31～45人	7.2㎡	
	46～90人	6.2㎡	
	91～120人	6.0㎡	
	121～150人	5.8㎡	
	151～180人	5.6㎡	
	181～210人	5.5㎡	
	211～240人	5.4㎡	
	241～270人	5.3㎡	
	271人以上	市長が承認した面積	
	低年齢(0・1歳)児の受入れを促進するために、乳児室及びほふく室を整備する場合の加算面積	30.0㎡	
一時保育事業のための保育室等を整備する場合の加算面積	55.8㎡		
地域における子育て支援のための保育室等を整備する場合の加算面積	80.3㎡		
乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育事業)のための保育室等を整備する場合の加算面積	1人当たり面積		
	9.36㎡		
夜間保育所を整備する場合の加算面積	50㎡		

<p>増築 改築 増改築</p>	<p>新設の場合に準じて市長が承認した面積</p>	<p>ア 新設の場合と同じ。</p> <p>イ 公立保育所の民営化・民設化に関わる整備の場合は、左欄に定める面積に5%を加算して補助基準面積とする。</p> <p>ウ <u>解体撤去工事・仮設施設整備工事（増築を除く。）</u> <u>1㎡当たりの本市補助単価（解体撤去工事は30,000円/㎡、仮設施設整備工事は100,000円/㎡とする。）</u> <u>に実行面積を乗じて得た額を上限とする。</u></p>
<p>大規模 修繕</p>	<p>1施設の総事業費500万円以上のもので、本市の予算の範囲内とする。ただし、国庫補助の認証が得られた事業に限る。</p>	

2 補助率

補助基準額の3/4

2 川監公第 1 2 号
令和 2 年 6 月 1 6 日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和 2 年 4 月 1 7 日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 5 項の規定に基づき、監査の結果を市長及び請求人に通知したので、別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

(別紙)

2 川監第 196 号
令和 2 年 6 月 16 日

川崎市長
福田 紀彦 様

川崎市監査委員	寺岡 章 二
同	植村 京 子
同	嶋崎 嘉 夫
同	沼沢 和 明

川崎市職員措置請求について（通知）

令和 2 年 4 月 17 日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり通知します。

(別紙)

2 川監第 196 号
令和 2 年 6 月 16 日

坂巻 良一 様

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

川崎市職員措置請求について（通知）

令和 2 年 4 月 17 日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定に基づき、監査の結果を市長に通知したので、その内容を別紙のとおり通知します。

監査の結果

第1 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1（事実証明書は添付省略）のとおり、市が令和元年度（平成31年度）に少額随意契約の軽易工事として実施した「上平間災害倉庫解体撤去工事（以下「倉庫撤去工事」という。）」及び「上平間災害倉庫外構撤去工事（以下「外構撤去工事」といい、「倉庫撤去工事」と併せて「本件各工事」という。）」について、1件で発注可能な工事を250万円以下の2件の工事に分割して発注・契約した違法性があるとし、一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損害額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を執るよう求めている。

2 請求の受理

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、令和2年4月17日付けでこれを受理し、監査対象局をこども未来局とした。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年5月11日、請求人から陳述の聴取を行った。この際、同条第8項の規定に基づくこども未来局の関係職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙2のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和2年5月11日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」（添付省略）の提出があった。この際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙3のとおりである。

3 監査対象事項

川崎市職員措置請求書並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、本件各工事を軽易工事として随意契約により執行したことが、違法若しくは不当といえるかを監査対象事項とした。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 軽易工事の定義等について

軽易工事は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号、以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる、いわゆる少額随意契約に該当するものである。その定義については、川崎市軽易工事取扱規程（昭和 49 年訓令第 8 号）第 2 条において「予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1 件 2,500,000 円（需用費中 100,000 円以下のものを除く。）以下の工事（設計図書（工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）の作成を要する工事を除く。）（予算科目が需用費に該当する工事にあつては、建物等の小破修繕に類する工事に限る。）をいう。」と規定されている。

(2) 本件各工事について

ア 本件各工事の実施に至る経過

本件各工事は、市から土地・建物の貸付けを受けてライクアカデミー株式会社（以下「運営法人」という。）が運営している「にじいろ保育園南平間（以下「本件保育園」という。）」の建替えに端を発する工事である。

本件保育園は、開設から築 50 年以上が経過しており、園舎の老朽化対策として、市と運営法人の協力の下、国の補助事業を活用した建替えによる新園舎の整備が進められ、整備期間中は運営法人が建設する仮設園舎にて保育を継続し、仮設園舎の建設用地は、本件保育園に隣接する市有地とされた。当該市有地には、上平間災害倉庫（以下「倉庫」という。）が設置されていたため、市は倉庫を撤去することとし、見積り合わせの上、平成 31 年 4 月 18 日付けで有限会社水野興業（以下「A 社」という。）と 243 万円（消費税及び地方消費税含む）で倉庫撤去工事の契約を締結した。

なお、倉庫の周囲にはフェンス、ブロック塀及び門扉等の構造物（以下「外構」という。）が設置されていたが、市によれば、倉庫のみを撤去すれば仮設園舎の建設が可能であったため、外構は撤去しないことを運営法人と合意していたとしているが、合意に係る書面等は残されておらず、その時期も不明である。

倉庫撤去工事契約の締結翌日（4 月 19 日）、市は A 社から工事開始の連絡を受けた一方、運営法人から外構が仮設園舎の工事を監督する現場事務所の設置に支障がある旨の申し出を受け、追加で工事を実施することとし、見積り合わせの上、令和元年 5 月 10 日付けで A 社と 84 万 2,400 円（消費税及び地方消費税含む）で外構撤去工事の契約を締結した。

なお、市によれば、運営法人から上記申し出を受けた際、外構撤去は運営法人に対応してもらうべく調整を行った結果、当該時点において運営法人は既に仮設

園舎建設の契約を締結しておりその変更が困難であったこと、また、外構は市の所有物であるため基本的に所有者が撤去すべきものと考えたこと、さらに、外構撤去が滞れば全体的なスケジュールが遅延してしまうと考えたことにより、市が外構撤去工事を実施することで合意したとしているが、合意に係る書面等は残されておらず、その時期も不明である。

イ 倉庫撤去工事の対象

倉庫撤去工事の仕様書によれば、工事の内容として、仮設足場、内部棚解体、土間コンクリート解体、基礎コンクリート解体、埋戻し、発生廃材処分及び重機回送費の記載があり、外構は対象とされていない。

ウ 外構撤去工事の対象

外構撤去工事の仕様書に添付された図面によれば、倉庫西側及び南側の外構が撤去部分とされているが、実際は倉庫東側にも外構があり、東側をメインに計3か所の外構を撤去した旨、関係職員の陳述において訂正がなされたほか、陳述後の照会・回答において、倉庫西側の外構は運営法人側が仮設園舎建設工事の事前調査のため撤去し、外構撤去工事では東側及び南側を撤去した旨、再度訂正がなされた。

外構撤去工事の仕様書によれば、工事の内容として、フェンス解体撤去、門扉解体撤去、ブロック塀解体撤去、ブロック塀基礎解体撤去、土間コンクリート解体撤去、U型側溝撤去、発生廃材処分及び重機回送費の記載があるのみで、それぞれの規格や数量は記されていない。A社ほか2社の見積書によれば、撤去対象のフェンスの長さは7.1メートル、門扉の数量は1基とされているが、倉庫及び仮設園舎の設計図面によれば、フェンスは東側だけでも12メートル以上、門扉は東側及び南側に各1基あり整合が取れていない。

仮設園舎建設工事の写真によれば、現場事務所は倉庫東側の外構跡地に設置されているが、南側の外構とは距離が離れており、現場事務所の設置に際し南側の外構が支障となりえた事実は確認できない。

エ 重機回送費

本件各工事の仕様書には、ともに重機回送費が挙げられており、A社の見積書によれば、その規格等として、倉庫撤去工事については、バックホウ、ランマ、プレート等、外構撤去工事については、バックホウ等と記されているが、どちらも数量・単位は一式で、金額は16万円とされている。市によれば、A社に対し、倉庫撤去工事と外構撤去工事とで別々の重機を使用したことを確認したとしているが、本件各工事は工期が短かったため、工程表や作業日誌は作成していないとしている。

オ 仮設園舎の建設費用

運営法人が行う仮設園舎の建設費用は、川崎市民間保育所施設整備費等補助金（以下「補助金」という。）の対象となる。令和元年5月9日付けで運営法人から市に提出された補助金の交付申請書に添付された見積書の写し（以下「仮設園舎建設工事の見積書」という。）には、「外構工事：既存フェンスは撤去とし、新設メッシュフェンスH=1500を設置します」、「撤去工事：（中略）既存ネットフェンス、ブロック3段＋フェンス（中略）の撤去処分を含む」旨の記載がある。

カ 見積書等の日付

本件各工事の見積書及び軽易工事完成届の日付は、いずれも手書きで記入されており、請求人はすべての筆跡が同一であると主張している。市によれば、見積書の日付が空欄で提出された場合、その場で業者に記入を依頼することもあれば、業者に確認の上、職員が記入することもあるとしており、本件各工事においては、軽易工事完成届の日付はこの運用に基づき職員が記入したが、見積書の日付については不知としている。

2 監査委員の判断

（1）地方公共団体における契約について

普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正をもって第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保するという観点から、一般競争入札が原則とされ、随意契約は、施行令第167条の2第1項各号に該当する場合にのみ認められる極めて限定的な契約方法である。同項第1号では、金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定の金額を定めており、軽易工事はこれに該当するものであるが、本号を適用するために、故意に契約を細分化するような行為は許されないものとされている。

（2）本件各工事の違法性・不当性について

請求人は、本件各工事の施工場所及び工事箇所が同一であること等を理由に、1件の工事を2件に分割して発注・契約した違法性がある旨を主張していることから、まず、本件各工事の執行方法が違法といえるかにつき、以下検討する。

前記事実関係のとおり、市は仮設園舎の建設に際して倉庫のみを撤去し、外構は残す予定で運営法人と合意していたが、運営法人から現場事務所の設置に支障がある旨の申し出を受け、追加で工事を実施したとしている。

しかし、建設工事において、現場事務所の設置は設計の時点で考慮されていてしるべきであり、市が倉庫撤去工事に着手した途端に運営法人から申し出があったなど極めて不自然な態様であるといわざるを得ない。

この点、市は、平成31年2月12日に運営法人側が作成した計画図面において、

倉庫撤去時の配置計画、倉庫東側の外構が残置されていることをもって、外構は撤去しない予定であった旨を主張するが、運営法人からどのような説明を受けたか等の記録は何ら残されていないことから、同図面のみをもって外構残置の合意が形成されていたと認めることは困難である。また、同図面の仮設園舎建設時の配置計画によれば、仮設園舎は、東側の外構に極めて近接して建設される予定であり、現場事務所の設置の有無にかかわらず、仮設園舎の建設工事自体に影響を与えることは容易に推認される。

そこで、職権により現地を確認したところ、仮設園舎の東側及び南側にフェンス及び門扉が設置（復元）されていたことから、仮設園舎建設工事の見積書における「既存フェンスの撤去、新設」の記載は、倉庫東側又は南側あるいはその両方を指していることが伺えるほか、実在したフェンスに対し外構撤去工事で撤去したとするフェンスの長さが極端に短く、門扉の数量さえ一致しないことを踏まえると、少なくとも倉庫東側又は南側のどちらかの外構撤去は、運営法人側の仮設園舎建設工事に含まれていたことが強く推認される。

さらに、現場事務所の設置に支障があるとされた倉庫南側の外構につき、位置関係からその事実は到底認められないこと、現場事務所の設置などという基本的な事項すら未確定な状態で運営法人側の仮設園舎建設工事契約が締結されたとは考えがたいこと、本件各工事の工期が重複する中、異なる重機をそれぞれ使用し、さらにA社が作業日誌すら作成していないこと、所有者が撤去するという考え方で合意したにもかかわらず倉庫西側の外構は運営法人が撤去していること等に鑑みれば、市の上記主張は、何ら裏付けがないことに加え、本件各証拠との矛盾も散見されるなど著しく信ぴょう性を欠くものであり、到底採用できるものではない。

上記のとおり、市は、外構撤去工事の執行方法及び係る支出の正当性を説明すべき責任があるにもかかわらず、何ら根拠ある説明をしておらず、その支出の妥当性・正当性を示す証拠も提出していないから、係る費用の支出は違法・不当なものとして推認せざるを得ない。

次に、その損害額について検討するに、市は、外構を残置する旨を運営法人と合意していたにもかかわらず、運営法人から外構が仮設園舎の工事を監督する現場事務所の設置に支障がある旨の申し出を受けるや、全体スケジュールの遅延の懸念を理由に外構撤去工事を実施した旨主張するが、そうであるならば、外構撤去工事は合意を覆した運営法人において実施又は費用を負担してしかるべきであり、市が当該工事に係る費用を負担する理由とはなり得ない。さらに、関係各証拠によれば、外構撤去は運営法人側の仮設園舎建設工事に含まれていた可能性もあり、倉庫撤去工事におけるA社以外の見積額が250万円を超えていることのほか、市の主張における数々の矛盾等に照らすと、倉庫撤去工事等の費用が250万円を超えるため、そ

の差額分を外構撤去工事として付け替えた疑いすらあるが、他の工事費用を補填する意図があったとしても、外構撤去工事として費用計上されている以上、これに係る費用の支出を市が正当化できる理由にはならない。よって、市の損害は、外構撤去工事により支出した費用全額であると推認される。

(2) 結論

以上のとおり、外構撤去工事に係る費用の支出は違法・不当であったと推認され、その損害は外構撤去工事により支出した費用全額の 84 万 2,400 円であると推認される。

3 勧告

以上の結果に基づき、法第 242 条第 5 項の規定により、市長に対し、次のとおり勧告する。

(1) 措置すべき事項

本件各工事に関する事実経過を市において慎重に調査した上、外構撤去工事の支出に関する損害を明らかにし、さらに、その損害が運営法人に補填を求めるべきものである場合は運営法人に対して補填を求め、その損害が市の最終的な負担となり、これに関与したこども未来局子育て推進部保育所整備課の職員に故意又は重過失が認められる場合は、当該職員に当該損害額についての賠償を命じるなどの必要な措置を講じられたい。

(2) 措置期限

上記の措置を講じた上、令和 2 年 9 月 30 日までにその旨を監査委員あて通知されたい。

4 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

通常、行政における事務において、特に公金の支出を伴う事業であれば、相手方との協議等、その経過を書面等に残してしかるべきであるが、外構撤去工事を巡る運営法人からの申し出や両方で合意した事項等、支出負担行為の根拠となる重要なやりとりさえ記録を残さないとする運用は、不可解というほかない。

さらに、外構撤去工事の仕様書図面上、撤去部分の表示に誤りがあったことにつき、市は現地で業者に直接指示したため問題がない旨を主張するが、外構撤去工事の予算執行、業者選定及び契約締結については、当該仕様書が添付された予算執行伺いにより決裁がなされているのであるから、係る手続を形骸化しかねない事務手続上のミスであるにもかかわらず、そうした認識が欠如しているといわざるを得ない。

以上につき、見積書等の日付を職員が記入するといった不適切な運用も含め、事務
手続の公正性及び透明性を失っていると厳しく指摘せざるを得ず、今後、市民から疑
念を抱かれることのないよう、十分に留意して事務を執行されることを強く要望する。

川崎市職員措置請求書（上平間倉庫）

2020年（令和2年）4月17日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3
氏名 坂 卷 良 一

1 請求の要旨

(1) 監査対象

甲第1号証及び甲第2号証に示すことも未来局子育て推進部保育所整備課が地方自治法に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約手続きを適用せず、適用が禁止されている随意契約である「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」（以下「軽易工事取扱規程」という。）を適用し、発注・契約した2件の工事契約を監査対象とします。

(2) 分割発注に係る違法性

地方自治法第234条第1項及び第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則第24条の2に定めるいわゆる「少額随意契約」について適用する規定として、川崎市は「軽易工事取扱規程」を制定しております。

軽易工事取扱規程を適用する場合には、軽易工事取扱規程第2条に「1件250万円以下の工事をいう。」と定められており、1件の工事が250万円を超える場合は、一般競争入札もしくは指名競争入札に寄らなければなりません。

軽易工事取扱規程の運用については、契約課が策定した契約事務の手引きにおいて「1件の工事を複数に分けて発注することはできません。」と分割発注禁止を明確に記載しております。

甲第1号証及び甲第2号証の2件の工事は、「上平間災害倉庫解体撤去工事」及び「上平間災害倉庫外構撤去工事」という工事名で発注・契約がなされており、1件で発注が可能な工事を、250万円以下の工事2件に分割発注し、契約した違法性があります。

(3) 川崎市が被った損害の補填

上記のとおり、甲第1号証及び甲第2号証の2件の工事は、本来、1件の工事として、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注・契約を締結しなければなりません。しかしながら、甲第1号証及び甲第2号証の2件の工事は、一般競争入札もしくは指名競争入札によらず、1件250万円以下の少額随意契約として2件の工事に分割発注し、より競争性の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行ったものであります。

したがって、本来あるべき契約方法であります一般競争入札もしくは指名競争入札により契約を締結した場合と違法な競争性の低い随意契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害であります。

以上により、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求いたします。

また、損害額の認定においては、財政局契約課が計算した平均落札率一覧表を参考に、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

2 請求の理由

甲第1号証及び甲第2号証を整理し、分割発注の状況が分かり易い一覧表として、甲第3号証を提出いたします。

(1) 甲第3号証について

(ア) 工事所在地は、「上平間災害倉庫」であり、本件2件の工事は同一所在地です。

(イ) 工事の箇所は、甲第1号証は、「倉庫そのものの解体撤去工事」であり、甲第2号証は、「甲第1号証の倉庫を囲う外構構造物の撤去工事」であります。

(ウ) したがって、「上平間災害倉庫」に係る倉庫本体とその倉庫の外構構造物の両方の撤去工事であることから、同一の施工場所及び同一の工事箇所であることが分かります。

建物本体とその外構構造物は、必ずしも、一体的に撤去する必要はないものの、こども未来局は、何らかの必要性により、建物本体とその外構構造物の両方を撤去する方針としました。

両方の撤去方針が確定した場合、建物本体とその外構構造物を別々に発注することは、個人の家庭や民間会社の場合、その手間ひまを考慮した場合、有り得ない2分割工事であります。

- (エ) 甲第1号証及び甲第2号証の見積り合わせ契約の3者の組合せが同じ3者であること。
(オ) 見積書の筆跡が同一の筆跡と思え、官製談合もしくは業者談合の疑いがあること。
(カ) 甲第1号証の倉庫本体の「重機回送費」の見積額が、市場価格は、せいぜい5万円程度であるにも関わらず、「160,000円」との見積額は相場の約3倍となっており、不当に高い見積り額となっている。

予定価格を決定したのは、誰なのか。

- (キ) 甲第2号証の倉庫の外構撤去工事の「重機回送費」も「160,000円」となっている。
倉庫本体とネットフェンスを撤去する外構撤去工事に使用する「重機」は、それぞれどのような「重機」を使用するものとして、こども未来局は、設計し予定価格を決定したのか。
倉庫本体とネットフェンスを撤去する重機は、同じ重機とは考えられない。

(2) 軽易工事チェックリストについて

過去に分割発注があったことから、平成31年4月1日から「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」が改正されたことに伴い、「軽易工事チェックリスト」が導入されました。

甲第1号証においては、13ページ目にあります。

甲第2号証においては、12ページ目にあります。

その「1 軽易工事の執行について」の2段目の注意事項に「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同じである工事等について、本来1件で発注すべき案件や250万円を超える案件を複数に分けて発注することはできません。」と明確に記載されています。

そのチェックリストをチェックしたにも関わらず、本件分割発注が行われてしまいました。チェックしたのは、甲第1号証及び甲第2号証ともに飯沢課長補佐であります。全体のチェックは、須藤課長が決裁しています。

(3) 施工時期について

本件の甲第1号証及び甲第2号証の工事は、4月18日～5月31日及び5月10日～5月31日の工期となっています。つまり、【4月18日・5月10日】～【5月31日・5月31日】となっています。

この工期から致しますと、5月10日～5月31日の間が、2件の工期が重なっている期間であり、違いは、前に3週間工期があるのみで、後半の3週間は完全に工期が重なり、実質的には、ほぼ同一の工期であります。

仮に、甲第1号証及び甲第2号証の工事が2件の見積り合わせ契約を行っていることから、別々の業者が倉庫本体とネットフェンス撤去を行う可能性があったもので、その場合、工事調整がかなり複雑になると思われるが、別々の2業者がそれぞれの工事を受注した場合、工事調整は、どのように想定していたのか。

そのような工期的なことを考慮した場合、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、発注時点から、特定の1者が受注することを予定して発注されたと考えるのが、当然の帰結であります。

したがって、施工時期を理由とする分割発注としては、重複期間があることからしても、ほぼ同時期の工事であり、分割の理由は存在しえないものであります。

ただ、契約日が違うことから、こども未来局は、分割ではないと主張するかもしれません。

しかしながら、過去の事例として、6ヶ月にわたり約1700万円余の工事を契約日では4分割、個別契約では7分割した事例があり、課長級の職員が文書注意を受けたとの新聞報道がありますので、甲第4号証及び甲第5号証として提出いたします。

予算要求時点でも2件の工事として予算要求していたのか。

したがって、工事の時期を少しずらし、分割発注ではないとするのであれば、甲第4号証及び甲第5号証と比較して、甲第1号証及び甲第2号証の工事が分割発注ではないとする合理的な理由を明らかにしなくてはなりません。

原則として、分割発注しなければならない理由を明示し、少額随意契約の分割発注を禁止している全国の地方公共団体を納得させる合理的な理由でなければなりません。

1週間ずらせばいいのか、2週間ずらせばいいのか、3週間ずらせばいいのか、半年ずらせばいいのか、1年ずらせばいいのか、明確かつ合理的な根拠を示すべきであります。

地方自治法に定める「最少経費・最大効果」の大原則にも耐えうる根拠でなければなりません。

(4) 工事写真について

本件の甲第1号証及び甲第2号証においては、工事写真も開示請求したものでありますが、なぜか、開示されませんでした。

開示できない特別な理由があるのか。

今からでも、直ちに、工事写真を開示すべきであります。

3 損害の補填について

川崎市が被った損害の補填については、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、前記のとおり、分割発注したもので、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注・契約を締結しなければならないものを、1件250万円以下の少額随意契約として、より競争性の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行ったものであります。

したがって、本来あるべき契約方法であります一般競争入札もしくは指名競争入札により契約を締結した場合と違法な競争性の低い随意契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害であります。

以上により、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求するものであります。

4 見積り合わせと契約システムについて

過去の住民監査請求において、3業者による見積り合わせを行っているのであるから、適正な競争は保たれており、損害は発生していないとする主張もありました。

そうであれば、多額の税金を投入して、契約システムを構築し、電子システムにより一般競争入札及び指名競争入札を行うことが、無駄な支出となり、契約システム自体が住民監査請求の対象となり得るものであります。

つまり、今後は、川崎市の行う入札は、10万円でも、100万円でも、1千万円でも、1億円でも、1千億円でも、すべて3業者による見積り合わせ契約を行えば済むもので、契約システムの維持管理費及び更新費は、ムダとなります。

5 平均落札率について

また、損害額の認定においては、契約課が算出した平均落札率一覧表を甲第6号証として提出いたします。

財政局契約課が作成した平均落札率一覧表を参考に、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

6 前記平均落札率とは別の損害額について

なお、甲第3号証の下の枠に「(有)星野工業の見積額の比較」がありますが、2件の工事ともに、「重機回送費」に係る受注業者の見積額は、「160,000円」と見積もられています。

そこで「重機回送費」をネット検索してみますと、いくつかの業者の価格を見ましたが、せいぜい高くても5万円ぐらいとの検索結果でありました。

そのネット検索結果を第7号証として提出いたします。

見積書にある「バックハウ」「ランマ」「プレート」を甲第8号証として示します。

そして、摩訶不思議なことに、受注しなかった業者の重機回送費の見積額は、受注業者のさらに上をいく、180,000円とか、200,000円となっています。

それらの金額について、こども未来局からの合理的な説明がない場合は、それらの項目の金額についても、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

7 見積書及び完成届・検査書の日付け筆跡が同一であることについて

見積書及び完成届・検査書の日付け筆跡が同一であることについては、過去の住民監査請求でも指摘してきたところでありますが、見積書及び完成届の日付けを市の職員が記載したとする違法行為(刑法に定める「公文書偽造等」)があったとするならば、それは許されません。

見積書の筆跡を拡大したものを甲第9号証及び甲第10号証として提出いたします。

そこで、今回の筆跡については、職員が記載したとの主張を行う可能性があります。その場合は、公文書偽造等の罪を自白したのものとして、刑事訴訟法の規定に従い、告発すべきであります。

また、完成届は、業者が記載するものであり、検査書は、市の検査員が記載するものであります。

本件2件の完成届及び検査書の日付けが同一筆跡と思われませんが、この日付けの記載は、一体、誰が記載したのか。

記載権限の無いものが記載した場合は、法令に基づいた必要な措置を講ずるべきであります。

関連規定として、甲第11号証及び甲第12号証を提出いたします。

8 開示請求拒否通知書について

本件に係る公文書開示請求を行い、それに対する開示請求拒否通知書が請求者あてに交付されまし

たので、それを、甲第 13 号証として提出いたします。

甲第 13 号証の内容は、「仕様書作成及び設計積算のための参考見積書（下見積書）の徴収依頼文及び徴収した見積書」であります。こども未来局は、「仕様書作成及び設計積算のための参考見積書（下見積書）の徴収依頼文及び徴収した見積書」は、「特に軽易な文書（公文書管理規則第 7 条ただし書き）であり、仕様書作成完了に伴い、事務処理上必要がなくなったことから廃棄しているため、関係図書類が存在しない。」とし、開示請求拒否しました。

そこで「公文書管理規則」を甲第 14 号証として提出いたします。

「下見積書」を軽易な文書と判断した根拠をお示しください。

設計積算のための下見積書は、市民の貴重な税金を使って執行する工事においては、その設計積算額が適正か否かを検証するための重要な図書類であり、根拠なく廃棄した場合は、罪に問われる場合（公用文書等毀棄罪）もありますので、隠ぺいせずに、提出すべきであります。

国会でも、過去に、文書不存在としてきた文書が、見つかり出てきた例は、いくつかありますので、こども未来局におきましても、今一度調査をお願いいたします。

9 見積書の不思議について

前記 6 で指摘いたしました「重機回送費」に係る受注業者の見積額は、「160,000 円」と見積もられ、「重機回送費」をネット検索してみますと、いくつかの業者の価格を見ましたが、せいぜい高くても 5 万円ぐらいとの検索結果でありました。

それにも関わらず、魔訶不思議なことに、受注しなかった業者の重機回送費の見積額は、受注業者のさらに上をいく、180,000 円とか、200,000 円となっています。

他の見積額も精査した場合、世間相場・市場価格と大きくずれている見積り額があるかもしれません。

そのような状況は、官製談合もしくは業者談合が疑われる状況であるものであるが、このような状況では、官製談合の疑いが強いと思われます。

10 まとめ

本件の分割発注事案は、非常に分かり易い分割発注事案であります。

本件工事は、軽易工事規程が改正されて以降の工事あり、その改正の一つに、チェックリストを新たに追加したことから、決裁権者であります課長さんは、当然、チェックすることにより、分割発注を未然に防ぐことができたはずであります。

しかしながら、チェックリストは有効に作用せず、甲第 4 号証による 10 年前の全庁的な軽易工事の不適切契約事件が発生し、「制度の見直し」を明言したものの、何ら見直しを行わなかった事実があることからして、今回の軽易工事規程の改正も、課長職を含め、職員には浸透しない恐れが今回の分割発注により現実化したものと考えます。

なぜ、分割発注が是正されないのか。

分割発注を行わず、本来の契約課発注とすれば、各所管課は自らの業務が減少するにも関わらず、あえて自らの業務量が増える分割発注を行っています。

いわゆるお役所仕事の中には、自らのメリットの無い仕事は避ける傾向があります。

その点からすると、本来であれば、川崎市の規定上、契約課が行わなければならない業務であるにも関わらず、あえて、保育所整備課が自らの業務量を増やすことを行っているものであります。

そこには、分割発注を行う保育所整備課には、業務を増やしてまでも、何らかのメリットがあるとしか考えられません。

一体、どのようなメリットがあるのか。

11 官製談合の疑い

- ・見積り業者の 3 者の組合せが同一の 3 者であること。
- ・甲第 1 号証の見積額において、受注しなかった業者の見積額が、軽易工事の上限である 250 万円を上回っていること。上限価格を上回る見積額を提示することは、自らが、絶対に受注できない状況を作る談合の一般的な手法であること。
- ・川崎市の見積り合わせの場合は、250 万円が上限であることは、市内業者であれば周知の事実であり、当該 2 業者も知っていたはずである。
- ・工期の設定で、別々の業者が受注した場合、工事調整が難しい工期の設定であること。
- ・見積書の筆跡が同一であると思われること。
- ・「重機回送費」の見積額が、市場価格を大幅に上回っていることと受注しなかった業者の見積額が、その額をさらに上回っていること。

- ・特定の1業者には、他の2業者が誰であるのかは、知り得ない情報である。
 - ・川崎市の規定上、自らの業務でない業務をあえて行うという、自らの業務を増やすことをしていること。
 - ・チェックリストを無視していること。
- 以上の状況から、こども未来局による官製談合の疑いがあると思えます。

添付資料

- 【甲第1号証】・・・「上平間災害倉庫解体撤去工事」
- 【甲第2号証】・・・「上平間災害倉庫外構撤去工事」
- 【甲第3号証】・・・「上平間災害倉庫工事 比較一覧表」
- 【甲第4号証】・・・平成21年5月28日付け東京新聞「軽易工事の全庁的不適切契約報道新聞」
- 【甲第5号証】・・・平成21年5月28日付け報道新聞された不適切分割発注事例
- 【甲第6号証】・・・契約課が算出した平均落札率一覧表
- 【甲第7号証】・・・解体の教科書 「重機回送費」の意味
- 【甲第8号証】・・・建設工事で使用される建設機械等（バックホウ・ランマー・プレート）
- 【甲第9号証】・・・甲第1号証の見積書に係る筆跡が同一である状況の拡大コピー
- 【甲第10号証】・・・甲第2号証の見積書に係る筆跡が同一である状況の拡大コピー
- 【甲第11号証】・・・刑法第155条から第158条
- 【甲第12号証】・・・刑事訴訟法第239条
- 【甲第13号証】・・・開示請求拒否通知書
- 【甲第14号証】・・・川崎市公文書管理規則

請求人の陳述録

まず3号証を見ていただきたいと思います。これも見積り業者の組合せが、第1号証、第2号証ともに同一の組合せですね。それで、2番目、3番目の札を入れた方は250万円を大幅に上回っているということですね。

それと、下の重機回送費が16万という見積りがなされております。先ほどのトイレの関係のように参考見積書についてちょっと情報公開請求しておりませんでしたので、私のほうの手に、この16万という見積りが業者さんから参考見積りとして出されているか分からないんですけども、では、重機回送費というのはどういうものなのかというのをちょっと検索してみました。ネットで検索をしまして、それが甲第7号証ですね。ここに幾つかの業者さんの金額が書かれております。大体それが3万から5万円ぐらいというのがいわゆる一般市場価格ですね。それがなぜこの16万にもなっているのかということですね。

それで、じゃ、今回使っている重機はどのようなものかというのが8号証にあります。バックホウと、使っているのがどうもランマーとプレートという3つの機械を重機として使っているようなんですけれども、確かにバックホウは大きい重機ですから、回送費があってもいいと思うんですけども、ランマーとプレートというのは、軽四輪に載せれば載っちゃうような小さなものですね。この3つを重機として使っているらしいんですけども、この重機回送費16万ですね。

まず基本的に、16万が適正かどうかといいますと、どうも市場価格的にはちょっと金額があまりにも大き過ぎるというのと、甲1号証と2号証ですね。倉庫本体の解体と外構工事、両方とも16万という重機回送費が入っているんですね。これで、問題はこの工期との関係なんですけれども、契約日は4月12日と5月10日なんですけれども、工期が4月18日から5月31日が倉庫本体ですね。5月10日から5月31日までが外構というふうになっています。ここは普通に考えれば、重機回送費、両方とも16万、合計で32万円かかっているんですよ。この辺はうまく考えれば、同じ時期にやれば1回で済むわけですよ。この疑問は、まず16万という金額自体が市場価格として適正なのかどうかということと、1号証、2号証とも、2つダブルでカウントをしているという、この疑問ですね。これが3号証についてです。

重機回送費と重機について今御説明をいたしまして、次が第9号証ですね。9号証、10号証ともに、これも筆跡ですね。見積書の筆跡が同じであるということですね。

それと、第13号証に開示請求拒否通知書があります。ここの真ん中の欄の「(2)仕様書作成のために取得した下見積もりは、特に軽易な公文書（公文書管理規則第7条第1項ただし書き）であり、仕様書作成完了に伴い、事務処理上必要なくなったことから廃棄をしているため、関係図書類が存在しない。」と。先ほどのほうは出てきたわけですね。予算要求の関係の資料として要求したら出てきたんです。参考見積書を提出してくれというふうに言ったら開示請求拒否をされた。実態的には、この書類も保育所整備課さんには実際には手元にあると思います。ですので、監査事務局さんのほうで保育所整備課のほうに請求をすれば参考見積書がどういうふうになっているかは分かると思います。

この軽易なものというのは、国でモリカケ問題とか、いろんな問題でやられましたけれども、甲の14号証に川崎市公文書管理規則を載せていますけれども、軽易な文書についての定義は全くありません。本来、役所は市民の税金で成り立っているものですので、それを執行する文書は基本的には公文書として保存しなければならないというのを、いやいや、公文書管理規則に軽易な文書は保存しなくてもいいんだと書いてあるから、これは軽易な文書に該当するから捨てちゃえというのは、あまりにも乱暴な話、もしくは意図的に隠蔽をしているということしか考えられません。そういうことで、お調べになればそれなりにどこかに公文書は残っていると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

関係職員の陳述録

令和 2 年 4 月 17 日付け川崎市職員措置請求書における措置請求（以下「本件請求」という。）に対する本市の見解につきましては、次のとおりです。

1 上平間災害倉庫及び外構撤去工事における事実経過

(1) 上平間災害倉庫撤去に至る経緯

上平間災害倉庫に隣接するにじいろ保育園南平間は、川崎市の土地・建物を貸し付けて運営している民営化園であり、公立保育所として昭和 44 年に開設してから築 50 年以上が経過しています。園舎の老朽化対策として国の補助事業を活用し、本市と運営法人が協力のもと建替えによる新園舎の整備を（仮称）にじいろ保育園南平間建替工事スケジュール（案）（乙第 1 号証）のとおり進めているところです。

建替えに当たっては、法人が仮設園舎を建設し保育を継続する必要があるため、適地である隣接の本市所有地を活用することとしました。そのため、当該地に設置されている上平間災害倉庫を解体することとしました。

(2) 上平間災害倉庫外構撤去工事が追加で必要となった経緯

上平間災害倉庫撤去工事について、平成 31 年 4 月 19 日に工事を開始した連絡を工事業者から受けました。同日、着工の確認とともに仮設園舎の打合せを行う連絡をにじいろ保育園南平間の運営法人にした際に、当該運営法人から当該倉庫の外構が仮設園舎の工事を監督する現場事務所の設置に支障があるとの申し出がありました。

上平間災害倉庫の外構については、残す予定でしたが、他に現場事務所の設置可能な場所がないため、外構撤去が必要不可欠であると判断し、速やかな対応を図ることとしました。

令和 3 年 4 月の新園舎開設のためには、仮設園舎建設のスケジュールを遅らせることはできないことから、当初想定していなかった工事でしたが、追加工事を行うこととし、軽易工事としての手続に沿って適切に執行しました。

2 軽易工事（随意契約）により執行した根拠

地方自治法（以下「法」という。）第 234 条第 1 項では、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定し、また、同条第 2 項では、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定しています。

これを受け、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号では少額の契約については随意契約（以下「少額随契」という。）ができることを規定し、随意契約ができる金額の範囲については、契約規則第 24 条の 2 において規定しています。

なお、少額随契を行う場合、川崎市契約規則第 26 条第 1 項では「市長は、随意契約をしようとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定されていますが、競争性及び透明性を確保し、適正な価格で契約を行うため、「川崎市契約規則等の一部改正に伴う事務取扱について（昭和 58 年 3 月 13 日付け 57 川総用第 240 号助役専決。以下「助役専決文書」という。）」において、原則として 3 者以上の見積り合わせで執行することが通知されています。

これらの規定を本件工事の契約に当てはめ、本件工事に係る見積書を 3 者から徴取したところ、1 件当たり 250 万円以下での契約が可能であったため、その手続に基づき、適正に執行したところとします。

3 川崎市職員措置請求書記載事項に対する本市の見解

(1) 「1 請求の要旨(2) 分割発注に係る違法性」については全て否認します。

当該工事については、「1 上平間災害倉庫及び外構撤去工事における事実経過」で示したとおり、倉庫撤去工事のみを保育所整備課で行う予定でありました。その後、外構の撤去が必要なことが判明し、追加となった工事を「川崎市軽易工事事務取扱規程」（以下「軽易工事取扱規程」という。）に基づいて執行したものであり、当初から計画されていた工事内容を分割し契約したものではありません。

(2) 「1 請求の要旨(3) 川崎市が被った損害の補填」は全て否認します。

「2 軽易工事（随意契約）により執行した根拠」に示したとおり、当該工事につきましては、軽易工事取扱規程に基づき適正に執行したものです。

また、川崎市契約規則第 24 条の 2 第 1 項第 1 号で規定する金額の範囲内で契約したものです。

さらに、契約規則では、なるべく2人以上の者から見積書を徴することとなっておりますが、本件工事においては助役専決文書に従い、3者による見積り合わせを行うことにより、さらなる競争性を確保しています。

(3) 「2 請求の理由(1)甲第3号証について」

(ア)～(ウ)について、同一所在地ではありますが、前ページ1-(2)のとおり、当初から予定された一連の工事ではありません。

(エ)の当該工事2件の見積り業者が同じ3者であったことについては、「倉庫撤去工事」と「外構撤去工事」が同種の工事だったためです。

(オ)の見積書の筆跡が同一筆跡と思われることについては、本件の見積書の筆跡が同一であるかは不知、なお、軽易工事において工事業者が見積書を提出した際に、日付が空欄の場合があります。その場合は、その場で工事業者に記入を依頼する場合もあれば、工事業者に確認の上、担当職員が記入する場合もあると聞いています。

(カ)及び(キ)の工事見積書の予定価格の決定に関しましては、川崎市契約規則第25条において、随意契約をしようとするときは、あらかじめ同規則第13条第1項及び第14条の規定に準じて予定価格を定めるものとされています。

ただし、財政局資産管理部契約課による契約事務の手引きにおいて、軽易工事の場合は、複数の業者から工事見積書を徴取した上で予算執行伺を起案することとしているため、見積り合わせの最低額が執行予算額及び予定価格となります。また、工事見積書は項目ごとに価格を比較するのではなく、工事の内容が反映されているか確認し、かつ3者の比較をした上で、総合的に最低の価格をもって見積もりした者と契約を締結しているところです。

(4) 「2 請求の理由(2)軽易工事チェックリストについて」は、前ページ3-(1)のとおり、倉庫撤去工事のみを行う予定でしたが、外構の撤去が必要なことが判明し、工事を執行したものであり、当初から予定した工事を分割し契約したのではないため、それぞれの工事について適切にリストに基づいて確認したものです。

(5) 「2 請求の理由(3)施工時期について」は、1ページ「1 上平間災害倉庫及び外構撤去工事における事実経過」のとおり、4月18日以降の上平間災害倉庫撤去工事を進めている中で、外構の撤去が必要なことが判明したため、その後必要な手続を経て、外構の撤去工事の工期を5月10日からとしており、当該工事2件の工期が後半に重なったことについては、後続する仮設園舎工事のスケジュールに支障を来さないための工事であるので、完了期限が同一となったためです。

(6) 「2 請求の理由(4)工事写真について」は、軽易工事取扱規程において工事完成後は軽易工事完成届（以下「完成届」という。）の提出を求めています。写真は必須ではありません。当該工事は撤去工事であり、更地とするものであったことから、保育所整備課職員が現地を確認したことにより、完成届のみ提出を求め、工事完了写真は必要ないものと判断しました。

(7) 「3 損害の補填について」、「6 前記平均落札率とは別の損害について」及び「9 見積書の不思議について」は、前ページ3-(2)「1 請求の要旨(3)川崎市が被った損害の補填」で示したとおり、それぞれの工事は軽易工事取扱規程に基づき、見積書を3者から徴取し、最低価格を提示した工事業者と契約を締結しました。また、完成期日までに工事が完了したことを確認し、契約金額のとおり支出したものであるため、市に損害は生じていないものと考えます。

(8) 「7 見積書及び完成届・検査書の日付け筆跡が同一であることについて」は、前ページ3-(3)オのとおり、軽易工事において工事業者が見積書を提出した際には、日付が空欄の場合もあり、その場合は、その場で記入を依頼する場合もあれば、郵送においては業者に確認の上、担当職員が記入する場合があります。また、今回の完成届については、業者が提出した際に日付が空欄だったため、業者に確認の上、担当職員が記入しました。

(9) 「8 開示請求拒否通知書」で述べられている下見積書は、担当職員が仕様の検討や予定価格の参考とするために徴取したものであり、川崎市公文書管理規則第9条第1項に基づき事務処理上必要な期間は保存していましたが、仕様書の完成により保存期間が満了したため、廃棄しています。

4 結論

本件請求における工事は、関係法令等に従い、適正に執行したものであり、違法との評価を受けるものではないと考えます。

差出人: [REDACTED]
日時: 2019年5月14日 19:51
宛先: [REDACTED]
件名: Fwd: 解体打ち合わせ内容

いつもお世話になっております。
川崎市からのメール転送いたします。

明日園長と打ち合わせしますが、何かございましたらご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

----- Forwarded Message -----

Subject:解体打ち合わせ内容

Date:Tue, 14 May 2019 19:19:12 +0900

From: [REDACTED]

To: [REDACTED]

いつもお世話になっております。

本日、まちづくり局及び解体の設計士と打ち合わせをいたしましたので、
取り急ぎ内容をお伝えいたします。

明日は園長先生との打ち合わせだけでしょうか。設計士へのいくつかのお伝えも
必要かと感じておりますので、一応、このメールに書かせていただきますが、
お時間のある時に御連絡いただければと思います。

【打ち合わせ内容】

- ・ プールについて、給水管は撤去、排水管はそのまま残せるかもしれない。
給水管撤去の理由は、園舎の方から給水が来ているらしく、園舎を解体することで
給水管そのものも撤去となるため。したがって新園舎建設時にプールへの新たな
給水設備を付ける必要があるかと思われます。
- ・ 花壇は撤去します…で大丈夫でしょうか。
- ・ 浄化槽は残します。
現在使用していない浄化槽が埋められています。かなり大きなものなので
撤去するためにはかなりの工期が必要になってしまいます。(2週間~1か月)
詳しくは、また、説明します。
- ・ 道路側の梅とぶどう棚、重機の搬入等の関係で残すことは困難だそうです。
また、先日の打ち合わせでも、キュービクル等を置くことになりそうとの
お話だったかと思えます。
- ・ 園舎側の梅、柿、半分くらい枝払いすれば残せる可能性があります。
かなり、枝を払うことになりそうです。また、実際の解体業者が切らなければ
無理ということになったら残すのは無理です。
- ・ 量水器については、仮設への給水をそこから取るとのことだったので、残すということで
良いでしょうか。ただし、昔の園舎図面(2階を増築した際の)を見ると、道路側から
給水が来ていると思われる図面があります。

- ・仮設園舎の排水を南側の既設ます（鉄棒後ろ）にあるところに接続すると話していたかと思いますが、増築園舎の排水管を見ると園庭の真ん中を通り、鉄棒後ろの既設ますをとり、最終的には道路から入ってくる箇所のみにつなげているようです。真ん中あたりの既存ますに排水するよう配管を地上でした場合、重機の入口について、再検討が必要になるかも知れません。（図面で説明しないとわかりづらいですね）
まち局にそれらの図面を頂けるようお願いしたので、頂いたらお送りいたします。

※今回、アスベストが非常滑り台のところに出ており、非常に狭い所での作業になるため工期の心配が出てきております。11月の連休引越し後からの着工でお願いし、なおかつ工期を間に合わせてほしいと伝えているところですが…。

※上記の内容で解体に対しての変更事項は5月中に返事がほしいそうです。

※園舎備品等の残地物を解体と共にできないか、相談した所、解体のものに産業廃棄物が混じるため、違法になってしまうとのことでした。また、別の作業として、解体工事に入れる場合、おそらく入札からになるので、やはり工期がかなり伸びると思われま。この件については、川崎市としても出来る限りのことはしたいと思いますが、御協力をいただくことになりそうなので、また、ご相談させてください。

※現在、倉庫の解体が進んでいるところですが、先日の打ち合わせで話のあった、倉庫手前のコンクリートの部分は撤去し更地にします。また、フェンスや門についてもご指定通りに撤去できますが、後ろのポール及びネットについては、やはり仕様に入っていないので大変申し訳ありませんが、こちらの倉庫解体での撤去が出来ません。

以上、長くなりましたが、どうぞよろしくお願いいたします。

保育所整備課

On 2019/05/13 19:49:53

wrote:

> 川崎市役所

> いつもお世話になっております。
> 下記ご確認頂きありがとうございました。
> また残置物含めた打合せを園長と15日に予定しておりますので
> 明日打ち合わせ内容をご教授いただければ幸いです。
> 以上よろしく願いいたします。

> *****

> 本社

> ※2017年8月1日より社名・メールアドレス
> が変更となりました

> *****

> On 2019/05/13 19:33, wrote:

>> お世話になっております。
>> 近隣挨拶文を確認させていただきました。
>> 一番初めの表題部分が「にじいろ保育園南平間（現南平間保育園）」となっておりますが、
>> 4月から『にじいろ保育園南平間』が正式名称なので、記載するなら（旧南平間保育園）
>> だと思います。
>> その他は、特にありません。

>>
 >> 以下、先日の打ち合わせ回答として、現在わかっているもの。
 >>
 >> ①貸付場所の件ですが、現状の通りとし、覚書等で、災害倉庫等を建築する際には、
 >> 保育園の敷地を通路とすることを入れさせていただきたいと思います。
 >> 現在もそうですが、日常使用することはほとんどないので、現状と同じとさせていただきます。
 >> 新園舎設計についても、その予定でお願いいたします。後日、図面も送りますが、
 >> 現在の保育園が使用している部分とってください。
 >>
 >> ②構造図はありませんでした。申し訳ありません。
 >> まちづくり局からの回答としては、
 >> 『正確な杭の位置については工事が進まない分からない為、
 >> 大体ですが令和2年1月中になるかと思われます。
 >> 想定で杭の位置を記載するのであれば発注図に記載しますので
 >> 6月~7月になるかと思われます。』
 >> とのことでした。必要に応じて調整したいと思います。
 >>
 >> ③解体に伴う撤去するものと残置するものに関しては、明日、まちづくり局と
 >> 打合せなので、打ち合わせ後に結果をお知らせいたします。
 >>
 >> どうぞよろしくお願いいたします。

保育所整備課 [REDACTED]

>> On 2019/05/13 10:46:49

>> [REDACTED] wrote:

>> *****
 >> 添付ファイルの自動無害化処理を行います。
 >> 下記のURLにアクセスしてファイルをダウンロードしてください。

>> (総務企画局情報管理部システム管理課)

>> ■URL

>> https: 【】 //kawasaki.kanagawa-sc.jp/tempbox/tempbox/attach/id/1_00860362

>> ■ファイル名¥近隣挨拶 [にじいろ保育園南平間仮設園舎].pdf

>> *****

>> 川崎市役所

>> いつもお世話になっております。

>> 仮設工事の案内文に関して、[REDACTED]より文案を頂きましたので転送いたし
 >> ます。

>> ご確認の上、加筆修正ございましたら今週中にご連絡いただければ幸いです。

>> 以上よろしくお願いいたします。

>> * - * - * - * - * - * - * - * - * - *

>> こども未来局 子育て推進部

>> 保育所整備課 [REDACTED]

>> Tel 044-200-3474

>> Fax 044-200-3933

>> (組織) 45seibi@city.kawasaki.jp

>> (個人) [REDACTED]

> > - * - * - * - * - * - * - * - * - * - * - * - *
> >
>
>
>

- * - * - * - * - * - * - * - * - * - * - * - *
こども未来局 子育て推進部
 保育所整備課 ██████████
 Tel 044-200-3474
 Fax 044-200-3933
(組織) 45seibi@city.kawasaki.jp
(個人) ██████████
- * - * - * - * - * - * - * - * - * - * - * - *

| | | | | | | | | | | | |
|------|---------------------------------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 課税区分 | 6 | 受付番号 | 37 | 種別 | 電気 | 種別 | 電気 | 種別 | 電気 | 種別 | 電気 |
| 工費 | 0 | 工費 | 0 | 工費 | 0 | 工費 | 0 | 工費 | 0 | 工費 | 0 |
| 千 | 0 | 百 | 0 | 十 | 0 | 元 | 5 | 角 | 1 | 分 | 5 |
| 税抜 | 47,721,296円 × 1.1 = 52,493,425円 | | | | | | | | | | |

設計意見：
 下記の建築物、工作物の解体撤去工費を見積りました。工事期間として6カ月を要します。
 1. 国会A 2階建て 1階RC造、2階S造 延べ面積59,81㎡ 杭撤去
 2. 国会B 平屋建て S造 延べ面積170,91㎡
 3. 深り地下 平屋建て S造 延べ面積13,75㎡
 4. 工作物 門、柵、舗装、遮風、物置、植栽、パブリックアート
 ・国会Aの杭撤去費用は、杭の内容が確認ができなかったため、想定した杭で見積もっています。
 想定した杭：既成杭、I.2.0m、2.2本
 ・敷地周囲の平屋建て付属倉庫は、対象外としています。
 ・外壁等にアスベスト含有建材が使用されている可能性があることから、撤去開始までに書局にてアスベスト含有建材の使用実態調査及び分析調査を行ってください。
 ・PCB調査もあわせて行う予定です。

※消費税8%で算定しています。
 事務所 川崎市まちづくり公社
 担当 主任 長 岡 隆 夫

| 名 | 称 | 数 | 量 | 単 | 位 | 単 | 価 | 金 | 額 | 備 | 考 |
|------|---|---|---|---|---|---|---|------------|---|---|---|
| 解体工事 | | 1 | 式 | | | | | 51,539,000 | | | |
| 合 | 計 | | | | | | | 51,539,000 | | | |

(C) まちづくり局 376

| | | | | | | |
|------|--------------|------|----|----|--------|--------|
| 局コード | 6 | 受付番号 | 37 | 局名 | こども未来局 | 工事費概算書 |
| 工事名称 | 南平間保育園解体撤去工事 | | | | | |
| C経費 | | | | | | |

総工事費 (1+2+3+4) ~~51,500,000円~~
52,493,425円

※ 内訳の各項目ごとに消費税額及び地方消費税額を含みます。

| | | |
|-------|------------|---|
| 1 工事費 | 51,500,000 | 0 |
| 建築 | 51,500,000 | 0 |
| 電気 | 0 | 0 |
| 機械 | 0 | 0 |
| 3 負担金 | 0 | 0 |
| ガス負担金 | 0 | 0 |
| 水道加入金 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 |

| | | |
|-------|---|---|
| 2 委託料 | 0 | 0 |
| 設計関係 | 0 | 0 |
| 電波障害 | 0 | 0 |
| 家屋調査 | 0 | 0 |
| 地質調査 | 0 | 0 |
| 工事監理 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 |

| | | |
|-----------|---|---|
| 4 役務費 | 0 | 0 |
| 給水装置工事検査費 | 0 | 0 |
| 行政手続手数料 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 |

事務費

| | | |
|----------|---|---|
| 03 職員手当等 | 0 | 0 |
| 時間外勤務手当 | 0 | 0 |
| 09 旅費 | 0 | 0 |
| 普通旅費 | 0 | 0 |
| 11 需用費 | 0 | 0 |
| 消耗品費 | 0 | 0 |
| 一般事務用品 | 0 | 0 |
| 印刷製本費 | 0 | 0 |
| 青・白磁費 | 0 | 0 |
| 18 備品購入費 | 0 | 0 |
| 庁用器具購入費 | 0 | 0 |

備考

川崎市南平間保育園の民間移管に係る保育所運営に関する覚書

川崎市を甲（以下、「甲」という。）とし、ライクアカデミー株式会社を乙（以下、「乙」という。）として、川崎市南平間保育園（以下「保育所」という。）の業務移管及び移管後の運営について、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

（目的）

第1条 この覚書は、平成31年度川崎市指定管理保育所（公設民営園）の移管先設置・運営法人募集要項（以下、「募集要項」という。）に示す事項について、甲乙双方が遵守すべき事項を明確にし、円滑な業務移管を図ることを目的とする。

（遵守事項）

第2条 乙は、保育所の業務移管後の運営にあたり、募集要項に規定する内容を遵守し、積極的に運営内容の向上に努めるものとする。

（遵守事項の履行の確認）

第3条 甲は、前条の遵守事項が確実に行われているかについて確認を行い、乙はこれに協力するものとする。

（貸付物件）

第4条 保育所の貸付用地及び建物は、甲の所有する次の表のとおりとする。

| | |
|---------|---------------|
| (1)財産名称 | 川崎市南平間保育園 |
| (2)所 在 | 川崎市中原区上平間1183 |
| (3)物件種別 | 建物及び土地 |
| (4)土地地目 | 宅地 |
| (5)地 積 | 1212.06㎡ |
| (6)延床面積 | 724.46㎡ |

（指定用途）

第5条 乙は、前条に規定する貸付物件を申請の目的（児童福祉法第35条第4項に基づく認可保育所の設置・運営）に従って使用しなければならない。

（貸付物件の貸与）

第6条 甲は第4条の貸付物件について、乙との間に、「川崎市財産条例」（昭和39年3月30日条例第9号）及び「川崎市財産規則」（昭和39年4月1日規則第33号）に基づき使用貸借契約を締結し、これを無償で貸与するものとする。

2 前項の契約の期間は10年とし、期間満了時には更新できるものとする。

3 甲は、社会福祉事業の制度の見直しや社会情勢の変化等により、契約期間内、または期間満了時に契約を更新する際において、契約内容を変更することができるものとする。

(建物の老朽化への対応)

第7条 乙は、児童の保育環境や職員の労働環境の維持向上のため、施設の維持管理を適切に行うものとする。

2 建物の老朽化等により改築等が必要となった時、仮設園舎用地の確保等について、甲は乙と協調しながら誠意をもって取り組むこととし、特に公有地の調整については主体となって調整に努めるものとする。

(信義誠実の原則)

第8条 甲及び乙は、本覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

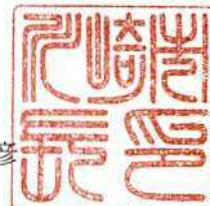
(疑義等の決定)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

平成30年7月20日

甲 川崎市
川崎市長 福田紀彦



乙 東京都品川区西五反田1丁目1番8号
NMF五反田駅前ビル7階
ライクアカデミー株式会社
代表取締役 佐々木 雄





